

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の日)

目次

- ◇告 示 字の区域の変更(三件) (地方課)
- 字の区域の新設等(〃)
- 字の区域の変更等(二件) (〃)
- 土地改良法による換地処分(六件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による木原地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成元年十月二十日現在の地番による。)

大字木原字籬坂

大字木原字籬坂のうち一から一三まで、二〇、二二、二三、二五、二二、二三、二三次一、二四及びこれらと一体をなす国有地並びに一五の区域並びに一五の一、一六と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字木原字竹島

大字木原字籬坂一から一三まで、二〇、二二、二三、二三次一、二四及びこれらと一体をなす国有地並びに一五の一、一六と一体をなす国有地の一部
大字木原字竹島のうち二五の七の一部、二五の一八、二五の二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字木原字大地戸三五の一部、三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六の一と一体をなす国有地の一部

大字木原字大地

大字木原字籬坂二一の五
大字木原字竹島二五の七の一部、二五の一八、二五の二二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字木原字大地戸のうち二七の一の一部、二八の一部、二九の一部、三五の一部、三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字木原字落井五九と一体をなす国有地の一部

大字木原字清水

大字木原字大地戸二七の一の一部、二八の一部、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字木原字落井	大字木原字清水尻の全域 大字木原字落井六〇の二と一体をなす国有地の一部 大字木原字前田一五八の一、一五八の二と一体をなす国有地の一部 大字木原字大平三三五の二
大字木原字前田	大字木原字前田のうち一五八の一、一五八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字木原字大平	大字木原字大平のうち三三五の二以外の区域

鳥取県告示第二百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上峰寺地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字上峰寺字御本陣	大字上峰寺字強清水	大字上峰寺字花ケ尾	大字上峰寺字石橋谷	大字上峰寺字アイ染	区域を変更する字の名称
大字上峰寺字御本陣のうち三〇七の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字上峰寺字強清水のうち二九九、二九九の一、三〇〇の一部、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上峰寺字御本陣三〇七の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字上峰寺字小屋ノ前三一四の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字上峰寺字笑ヒ道谷三八六の二の一部	大字上峰寺字花ケ尾のうち二六六の一の一部、二六六の二の一部、二八八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六六の一、二六六の二、二八八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上峰寺字強清水二九九、二九九の一、三〇〇の一部、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上峰寺字下ニエジ三四三の一部及びこれと一体をなす国有地	大字上峰寺字石橋谷のうち二三四及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字上峰寺字アイ染の全域 大字上峰寺字石橋谷二三四及びこれと一体をなす国有地の一部 大字上峰寺字花ケ尾二六六の一の一部、二六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六六の一、二六六の二と一体をなす国有地の一部	同上の区域（平成元年十二月一日現在の地番による。）

大字上峰寺字小屋ノ前	大字上峰寺字小屋ノ前のうち三二四の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上峰寺字笑ヒ道谷三八六の二の一部
大字上峰寺字中ニエジ	大字上峰寺字中ニエジのうち三三七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字上峰寺字下ニエジ三四一の三と一体をなす国有地の一部 大字上峰寺字笑ヒ道谷三八六の二の一部
大字上峰寺字下ニエジ	大字上峰寺字花ケ尾二八八の一の一部及び二八八の一と一体をなす国有地の一部 大字上峰寺字中ニエジ三三七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字上峰寺字下ニエジのうち三四三の一部及び三四一の三、三四三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上峰寺字笑ヒ道谷三八六の二の一部
大字上峰寺字笑ヒ道谷	大字上峰寺字笑ヒ道谷のうち三八六の二の一部以外の区域

鳥取県告示第二百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による石脇

地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字石脇字野羅	大字石脇字野羅のうち二〇一の一、二〇三の一、二〇三の三、二〇三の四、二〇三の六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字石脇字高畦	大字石脇字高畦のうち一九九の一の一部、一九九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字石脇字野羅二〇一の一、二〇三の一、二〇三の三、二〇三の四、二〇三の六と一体をなす国有地の一部 大字筒地字津吞谷六九〇の一の一部、六九〇の三の一部、六九一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字石脇字影平	大字石脇字影平のうち一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三の二、一六四の二から一六四の四まで、一六八の二、一九五の八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字筒地字唐田谷	大字筒地字唐田谷のうち六六六の二、六七五、六七六の二、六七七、六七八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成元年八月一日現在の地番による。）

大字簡地字津吞谷

大字石脇字高畦一九九の一の一部、一九九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字簡地字唐田谷六六六の二、六七五、六七六の二、六七七、六七八及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字簡地字津吞谷のうち六九〇の一の一部、六九〇の三の一部、六九一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による南広西地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和六十三年八月二十二日現在の地番による。）

大字広西字立萩

大字広西字島田二二七の一の一部、二二七の二の一部、二二八の一部、二二九、二三〇の一の一部、二三〇の二の一部、二三一の一部、二三二の一部及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する字の名称

大字広西字島田

大字広西字トウメン二三三の一部、二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字広西字立コモ三一五の一部、三一七から三一九までの一部、三二〇の一の一部、三二〇の二の一部、三二二の一、三二二の二、三二二の三の一部、三二二第一、三二二の四及びこれらと一体をなす国有地
大字広西字上六反田三二四、三二五の二から三二五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字玉鉾字溝尻二二六の二の一部、二二六の三の一部
同上の区域（昭和六十三年八月二十二日現在の地番による。）
大字広西字トフトフの全域
大字広西字島田のうち二二六の一の一部、二二六の一〇の一部、二二七の一の一部、二二七の二の一部、二二八、二二九、二三〇の一の一部、二三〇の二の一部、二三一の一部、二三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字広西字トウメンのうち二三三の一部、二三四、二三五から二三七までの一部、二四〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字広西字立コモ三二三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字玉鉾字海田二〇一の一の一部

大字広西字法花寺田

大字広西字下トウメンの全域
大字広西字下ワキの全域
大字広西字トウメン二三三から二三七までの一部、二四〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字広西字寺山二九〇の二から二九〇の九まで、二九一、二九一の一、二九二の二から二九二の三まで、二九二の五、二九二の七、二九二の九から二九二の一一まで、二九三、

<p>大字広西字道股</p>	<p>大字広西字寺山</p>	
<p>大字広西字道股ケ三〇七の二から三〇七の三までの一部、三〇八の一部、三〇九の一部、三一〇、三一〇の一、三一及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字立コモ三二四の一の一部、三二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二四の一、三二〇の二と一体をなす国有地の一部 大字広西字六反田三三八の一部、三四三の一部、三四四の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字笑道のうち三四七の一部、三五一から三五三までの一部、三六一の一部、三六三、三六四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字広西字トウメン二三三の一部、二三四の一部 大字広西字寺山のうち二九〇の二から二九〇の九まで、二九一、二九二の一、二九二の二から二九二の三まで、二九二の五、二九二の七、二九二の九から二九二の一二まで、二九三、二九五の一部、二九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字広西字法花寺田二九七から二九九までの一部、三〇三の一部、三〇三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字道股ケ三〇四から三〇六まで、三〇七の二から三〇七の三までの一部、三〇八の一部、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字立コモ三二〇の二の一部、三二一、三二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字笑道三五一から三五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二九五の一部、二九六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字法花寺田のうち二九七から二九九までの一部、三〇三の一部、三〇三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字広西字山越</p>	<p>大字広西字六反田</p>	<p>大字広西字笑道</p>
<p>大字広西字上六反田三二九の二の一部、三二九の二、三二九の三から三二九の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字山越三三〇の一部、三三一の一部、三三四の一部、三三五の一部、三三六の一、三三六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字六反田三三七の一部、三三七の二の一部、三三</p>	<p>大字広西字立コモ三一四、三一四の二の一部、三一五の一部、三一六、三一七から三一七までの一部、三二〇の二の一部、三二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字上六反田三二五の二から三二五の三までの一部、三二六、三二七、三二八の一部、三二九の二の一部、三二九の三の一部、三二九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字六反田三三七の一部、三三七の二の一部、三三八の一部、三三九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字玉鉾字長尾二一八の二の一部</p>	<p>大字広西字池谷四九八の二の一部 大字広西字六反田三三八の一部、三三九の一部、三四〇の一部、三四一の二の一部、三四二の二の一部、三四二の二、三四三の一部、三四四の一部、三四五、三四五の二、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字広西字笑道三四七の一部、三六一の一部、三六三、三六四及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字大谷口三九六の七の一部、三九六の八の一部、三九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字広西字池谷四九八の二の一部 大字広西字下乗谷四九九の二</p>

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成元年十月二十三日現在の地番による。）</p>
<p>佐木谷字山根田</p>	<p>佐木谷字山根田のうち二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 佐木谷字向ノ奥三七の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字小ブケ五七の一の一部、五八、五九及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字法臺木六〇から六四まで、六五から六七までの一部、六八、六九の一部、七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字式貫田七五の一、七六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>佐木谷字向ノ奥</p>	<p>佐木谷字山根田二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字向ノ奥のうち三七の一部、三九の一部及び三七、五五と一体をなす国有地の一部以外の区域 佐木谷字小ブケ五七の一の一部、五七の二及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字法臺木七〇の一から七〇の三までの一部及び七〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>佐木谷字式貫田</p>	<p>佐木谷字向ノ奥五五と一体をなす国有地の一部 佐木谷字法臺木六五から六七までの一部、六九の一部、七〇の一から七〇の三までの一部、七一及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字式貫田のうち七五の一、七六と一体をなす国有地</p>

<p>佐木谷字下モバンゾフ</p>	<p>の一部以外の区域 佐木谷字下モバンゾフのうち九〇の二の一部以外の区域 佐木谷字下モバンゾフ山一〇九の一部 佐木谷字桃木塔尻六三八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>佐木谷字下モバンゾフ山</p>	<p>佐木谷字下モバンゾフ山のうち一〇九の一部以外の区域</p>
<p>佐木谷字バンゾフ田</p>	<p>佐木谷字バンゾフ田の全域 佐木谷字朴谷尻一四九の二、一五〇の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>佐木谷字朴谷尻</p>	<p>佐木谷字朴谷尻のうち一四九の二、一五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>佐木谷字十文字</p>	<p>佐木谷字十文字のうち一九九から二〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 佐木谷字荒神ノ前二〇八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>佐木谷字荒神ノ前</p>	<p>佐木谷字十文字一九九から二〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字荒神ノ前のうち二三四の二の一部、二三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇八、二三四の二、二三八の一、二三八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 佐木谷字ハサラ田二四一と一体をなす国有地の一部 佐木谷字半田二七八の一、二七九の三から二七九の五までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>佐木谷字ハサラ田</p>	<p>佐木谷字荒神ノ前二三八の一、二三八の二と一体をなす国有地の一部 佐木谷字ハサラ田のうち二四六の一の一部、二四七の一部</p>

佐木谷字鉄峠	及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一と一体をなす国有地の一部以外の区域
佐木谷字ハサラ田二四六の二の一部、二四七の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字鉄峠の全域	
佐木谷字中山	佐木谷字中山のうち二六九の二の一部以外の区域
佐木谷字半田	佐木谷字荒神ノ前二三四の二の一部、二三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四と一体をなす国有地の一部 佐木谷字中山二六九の二の一部 佐木谷字半田のうち二七八の一、二七九の三から二七九の五までと一体をなす国有地の一部以外の区域 佐木谷字宮ノ前二八六の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字上ミ平山二九一と一体をなす国有地の一部
佐木谷字上ミ平山	佐木谷字上ミ平山のうち二九一と一体をなす国有地以外の区域
佐木谷字清水ヶ塔山	佐木谷字清水ヶ塔山のうち三二〇の二の一部以外の区域
佐木谷字堂ノ前	佐木谷字堂ノ前のうち三五六の一部、三五七の一部、三六二の一部、三六三、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
佐木谷字ドヤ田	佐木谷字清水ヶ塔山三一〇の二の一部 佐木谷字堂ノ前三五六の一部、三五七の一部、三六二の一部、三六三、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字ドヤ田のうち三七一の一部、三七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
佐木谷字仲田	佐木谷字宮ノ前二八〇から二八五まで、二八六の一部、二八七、二八八及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字上ミ平山二九一と一体をなす国有地の一部 佐木谷字ドヤ田三七一の一部、三七二の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字仲田の全域
佐木谷字畑ケ田	佐木谷字畑ケ田三八四の一部、三八五の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字仲田ノウヘ四一一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四一四と一体をなす国有地の一部
佐木谷字畑ケ田	佐木谷字畑ケ田のうち三八四の一部、三八五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
佐木谷字樋ノ口	佐木谷字樋ノ口三九四から三九六までの一部、四〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字樋ノ口三九四から三九六までの一部、四〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字谷尻四〇五、四〇七の二から四〇七の三まで、四〇八、四〇九の一部、四一〇の二、四一〇の二及びこれらと一体をなす国有地 佐木谷字仲田ノウヘ四一二の一部、四一八の一部、四一九の一部及びこれらと一体をなす国有地
佐木谷字樋ノ口	佐木谷字ノ樋ノ口のうち三九四から三九六までの一部、四〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 佐木谷字井手谷山四五五の二の一部
佐木谷字谷尻	佐木谷字谷尻のうち四〇五、四〇七の二から四〇七の三まで、四〇八、四〇九の一部、四一〇の二、四一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 佐木谷字仲田ノウヘ四一二の一部、四一七から四一九までの一部、四二〇から四二二まで、四二三から四二五までの

よる佐木谷地区第三工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成元年八月十七日現在の地番による。)
福万来字銭亀谷 尻	福万来字銭亀谷尻のうち二〇〇の一部、二〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇〇、二〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域
福万来字仲林	福万来字仲林のうち二三七、二四〇の一、二四一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二三五、二三六と一体をなす国有地の一部以外の区域
福万来字林ノ下 タ	福万来字林ノ下タのうち二四九の一の一部、二四九の二、二四九の三、二五〇の一部、二五二の一の一部、二五二の二、二五三の一、二五三の二の一部、二五三の三、二五四の一部、二五五の一部、二五八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福万来字草履新 田	福万来字草履新田二六四の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二六四の一、二六六の三、二六六の五と一体をなす国有地の一部

有地の一部 福万来字草履新田のうち二六四の一の一部、二六六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六四の一、二六六の一、二六六の三、二六六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域	福万来字林ノ下タ二五五の一部、二五八の一部及びこれらと一体をなす国有地
福万来字墓ノ平	福万来字林ノ下タ二四九の一の一部、二四九の二、二四九の三、二五〇の一部、二五二の一の一部、二五二の二、二五三の一、二五三の二の一部、二五三の三、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地 福万来字草履新田二六六の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二六六の一、二六六の三と一体をなす国有地の一部
福万来字尾郷仲 田	福万来字墓ノ平ルのうち二八三の一の一部、二八四の一部、二八五の一部以外の区域 福万来字尾郷仲田三〇一の一の一部、三〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇一の一、三〇八、三〇九の一、三一〇の二、三一〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
福万来字瀧尻廻 り	福万来字瀧尻廻りのうち三五六と一体をなす国有地の一部以外の区域 福万来字栗ヶ坪三八八の一、三八八の二の一部、三八八の

福万来字七通田 下越前	福万来字オキアミ三八九の一部、三九〇の一部及びこれら	福万来字室脇大 窪田	福万来字瀧尻廻り三五六と一体をなす国有地の一部 福万来字オキアミ三九〇の一部、三九二の一部及び三九〇 と一体をなす国有地の一部 福万来字室脇大窪田のうち三九四の一部、三九四の二、 三九五の一部、三九五の二、三九七の一部、三九八の 一部、三九九の一部、三九九の二の一部、三九九の五 の一部、三九九の七及び三九四の一、三九四の二と一体を なす国有地の一部以外の区域 福万来字下ソリ田四〇一の一部、四〇一の二の一部、 四〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福万来字七通田下越前四〇三の一部	福万来字オキア ミ	福万来字栗ヶ坪三八八の二の一部及びこれと一体をなす国 有地 福万来字オキアミのうち三八九の一部、三九〇の一部、三 九二の一部及び三八九、三九〇と一体をなす国有地の一部 以外の区域 福万来字七通田下越前四〇三の一部	福万来字栗ヶ坪	福万来字栗ヶ坪のうち三八八の一から三八八の五まで及び これらと一体をなす国有地並びに三八七、三八八の一と一 体をなす国有地の一部以外の区域	三から三八八の五まで及びこれらと一体をなす国有地並び に三八七、三八八の一と一体をなす国有地の一部 福万来字室脇大窪田三九四の一部、三九四の二、三九 五の一部、三九五の二、三九七の一部、三九八の一部、 三九九の一部、三九九の二の一部、三九九の五の一部、 三九九の七及び三九四の一、三九四の二と一体をなす国有 地の一部		
福万来字樋頭	福万来字樋頭のうち五一六の一、五一七の一の一部、五一	福万来字上ミケ 原小道ヨリ上ミ	福万来字上ミケ原小道ヨリ下モ四九八の一の一部、五〇四 の一部、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一 部 福万来字上ミケ原小道ヨリ上ミのうち五〇六の一の一部以 外の区域	福万来字上ミケ 原小道ヨリ下モ	福万来字上ミケ原小道ヨリ下モのうち四九八の一の一部、 五〇四の一部、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有 地の一部以外の区域 福万来字上ミケ原小道ヨリ上ミ五〇六の一の一部	福万来字寺田	福万来字寺田のうち四一七の一部及びこれと一体をなす国 有地並びに四一五の一、四一七と一体をなす国有地の一部 以外の区域	福万来字七通田	福万来字下ソリ田四〇〇の一、四〇〇の二、四〇一の一の 一部、四〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福万来字七通田下越前四〇七の一部 福万来字七通田のうち四〇八の一の一部以外の区域 福万来字寺田四一七の一部及びこれと一体をなす国有地並 びに四一五の一、四一七と一体をなす国有地の一部	と一体をなす国有地並びに三九〇と一体をなす国有地の一 部 福万来字下ソリ田四〇一の一の一部、四〇二の一部及びこ れらと一体をなす国有地 福万来字七通田下越前のうち四〇三の一部、四〇七の一部 以外の区域 福万来字七通田四〇八の一の一部 福万来字寺田四一七と一体をなす国有地の一部

	七の二、五一七の三の一部及び五一七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
福万来字大ガケ	福万来字樋頭五一六の一、五一七の一の一部、五一七の二、五一七の三の一部及び五一七の一と一体をなす国有地の一部 福万来字大ガケの全域 福万来字彌助原室廻り五二七の一部、五三三の一部、五三三の一部
福万来字彌助原室廻り	福万来字彌助原室廻りのうち五二七の一部、五三三の一部、五三三の一部以外の区域

廃止する字の名称	福万来字下ソリ田
----------	----------

鳥取県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る木原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業に係る上峰寺地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業に係る石脇地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る南広西地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る佐木谷地区第二工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る佐木谷地区第三工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次